

## 災害時用医薬品等の供給に関する協定書

大阪市西区役所（以下「甲」という。）と、西区薬剤師会（以下「乙」という。）は災害時用医薬品等の確保を図るため、次のとおり協定書を締結する。

### （目 的）

第1条 この協定は、大阪市地域防災計画及び甲が別に定める大阪市西区災害対策本部災害応急対策実施要領に基づき、大阪市西区災害対策本部が設置された場合または大阪市西区災害対策本部が設置されることが予測される場合に、災害時における医療救護の万全を期するため、甲が行う医療救護に資する医薬品等の確保、供給に対する乙の協力について、必要な事項を定める。

### （甲の要請）

第2条 甲は、災害時用医薬品等の安定供給を図るため、必要があると認めたときは、乙に対し医薬品等の供給を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請に対応するため、平時から医薬品等の在庫の充実に努めるものとする。

### （要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置事項を甲に報告するものとする。

### （医薬品等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- （1） 医薬品
- （2） 衛生材料
- （3） その他甲が指定するもの

### （供給要請の方法）

第5条 前条に掲げる医薬品等の供給要請は文書によることとするが、緊急の場合は電話等によりすることができるものとする。

### （医薬品等の引き取り）

第6条 医薬品等の引き取りについては、甲が指定するものとし、備蓄場所において甲または甲が指定する者が品目及び数量を確認のうえ、これを引き取るものとする。

(費用負担)

第7条 甲は供給要請した医薬品等の代価については、災害等発生時直前の適正な価格で乙に支払うものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日からとし、甲乙いずれかの申し出がない場合は継続するものとする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年3月5日

甲        大阪市西区新町4丁目5番14号  
            大阪市西区長     三   村   浩   也

乙        大阪市西区北堀江2丁目15番10号  
            西区薬剤師会 会長     常   松   明   生